

## 令和元年度第1回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和元年8月22日(木)  
午後1時15分～午後2時25分
- 2 場 所 流山市役所 第2庁舎 302会議室
- 3 招 集 日 令和元年8月6日
- 4 出席委員 宮嶋 佐和子、中村 悦子、山本 茂、福田 芙美子、  
藍川 治助、志摩 誠、前田 良助、中久木 典子、  
木川 稔
- 5 欠席委員 椎名 和彦、保田 国伸、稲田 衣子
- 6 事務局 伊藤市民生活部長、今野市民生活部次長兼保険年金課長  
石戸保険年金課長補佐、高松国民健康保険係長、  
伊藤保険料収納係長
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 議 題
  - (1) 令和元年度流山市国民健康保険実施計画(案)について
  - (2) 令和元年度流山市国民健康保険料収納実施計画(案)について
  - (3) 平成30年度流山市国民健康保険料滞納者分析について
  - (4) 平成30年度流山市国民健康保険特別会計決算について
  - (5) その他
- 9 配付資料
  - (1) 令和元年度流山市国民健康保険実施計画(案) (資料1)
  - (2) 平成30年度国民健康保険料収納実施計画書(案) (資料2)
  - (3) 平成30年度国民健康保険料滞納者分析(資料3)
  - (4) 流山市国民健康保険特別会計平成30年度決算資料(資料4)
- 10 会議時間 開会 午後1時15分  
閉会 午後2時25分

## 1 1 議事内容 次のとおり

(事務局)

ただ今から令和元年度第1回流山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

—会長挨拶—

(事務局)

続きまして、市民生活部長からご挨拶を申し上げます。

—部長挨拶—

(事務局)

申し訳ありませんが部長は、この後公務のため退席させていただきます。

それでは会議に移らせていただきます。

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

(議長)

これより議事に入ります。

本日の出席者は、委員12名のところ9名でございますので、流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議題1から3は、関連があると聞いていますので、一括で取り扱うこととして、事務局から合わせて説明をお願いします。

—令和元年度流山市国民健康保険実施計画（案）説明—

—令和元年度国民健康保険料収納実施計画書（案）説明—

—平成30年度国民健康保険料滞納者分析説明—

(議長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から議題1「令和元年度流山市国民健康保険実施計画(案)について」、議題2「令和元年度国民健康保険料収納実施計画書(案)について」及び議題3「平成30年度流山市国民健康保険料滞納者分析について」の説明がありました。質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

それでは、2、3お伺いしたいのですが、最初の国民健康保険実施計画案の中の3番目の医療費適正化対策の推進4ページのここで2点教えていただきたい。1点がレセプト点検の充実と書いてございまして、レセプト点検職員研修に参加と記載されていますけど、これを職員の方々がやられる効果がどれ位あるのか、定量的に難しいのかもしませんが、例えば返戻率がどれ位であるのか、他と比べて多いのか少ないのかというようなことが分かれば教えていただきたい。

それから2点目は、(4)医療費データベースの整備・活用の中でデータベースの活用は良いことだと思っておりますけど、ここに書かれているのは連合会で作成している分析資料となっておりますが、これは連合会でこういうものを作るということで来るものなのか、市としてこういうものが欲しいと言って出してもらうものなのか、それぞれ市によって求めるものが違うと思いますので、そのような市の自由度とか要望がどの程度入るものなのか教えていただきたい。

それから3点目は、最後の国民健康保険料の滞納分析のところ、1ページ目の表で、平成28年、29年、30年で3本の棒グラフがあって各所得層別に表示されておまして、ほとんどが右肩上がり、平成30年度になって収納率が上がっているということでしょうけど、500万円代と600万円代だけ平成30年が下がっていますよね、これは何か意味があるのかなと疑問だったので質問は以上です。

(事務局)

まず、1 つ目のレセプト点検の研修ついてですが、基本的には国保連合会の方でレセプト点検が行われます。点検後にレセプトが市に送られてきて支払いが行われる流れになります。

市においても二次点検ということで、4名の専属にレセプトを点検していただく方を臨時職員として採用しております、そちらで日々点検を行っていただいています。

その二次点検の中でどの程度効果があがっているかという記録として残っていますが、確認してから、データは出ておりますので調べます。効果が出ている数字はありますので、後ほど説明させていただきます。

それからもう一つが、データベースの活用ということですが、データベースというのはK D Bシステムというデータがあります。国保データベースとして、レセプトのデータ、健診データ、問診のデータとうものが含まれたデータを国保連で持っています。データを活用した保健事業というものをを行うように国あるいは県から各保険者に指示されているところですが、流山市の場合には、特定健康診査あるいは保健指導こういったものの未受診者や、あるいは途中で受けられなくなった方々を対象にこのデータベースを活用させていただいて、受診率の向上を図るそういう事業を行っています。

委員がおっしゃるように各市それぞれの要望に応じて抽出されたデータを入手することが可能となっています。

(事務局)

ご質問がございました滞納者分析の1 ページ目所得段階別の500万円と600万円のところですが、正直に申し上げますとすみません、理由までは分かっておりません。ご指摘がありましたので、分析と注視をしていきたいと思えます。

(事務局)

先程の件ですが、見つかりましたので、ご報告申し上げます。平成29年度で資格点検において過誤調整が行われたものが、件数として2,857件です。金額にして3,643万6,705円とかなり大きな数字となります。内容の点検として、2,716件、金額に

して1,017万909円ということで、この効果の金額が出ております。以上になります。

(議長)

委員よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

他にご質問ある方は。

(委員)

私の方からは、実施計画の1ページ目の適正化対策の(2)番、退職被保険者に対する適用ということで、この退職者ですけど現在どれ位いるのか参考までに教えていただきたいと思います。

(事務局)

退職者の平成30年度の実績で言うと、42名になっております。

(議長)

他に質問は、ありますか。

(委員)

収納実施計画(案)基本方針の次、目標収納率についてお聞きします。現年度分93.4%目標、繰越分45.0%目標、この繰越分45%というのは、全体の45%を繰越分とするということですか。ということは、55%を運用して使っているということですか。

(事務局)

こちらのまず現年度分というのが、令和元年度の賦課が発生した保険料の収納率になります。かたや繰越分というのが、平成30年度以前に発生した賦課の保険料に対する収納率を指します。この住み分け

で現年分と繰越分という使い方をしております。以上です。

(議長)

委員よろしいでしょうか。

(委員)

よく国保は、赤字だと聞くからこんなに繰越率がいいのに、どうして赤字なのかとふと疑問に思ったもので、お聞きしました。ということは、順当に流山市の場合は、間に合っていて使われているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

繰越分の意味の取違をされていらっしゃるのかなと思いますが、こちらで言っているのは滞納分の繰越です。滞納繰越分ということですね。本来であれば今年かかった保険料は今年のうちには払っていただくというのが基本ですが、今年のうちには支払いきれなかった分が繰越の滞納分として積み重なっていきます。その部分の収納率ということになります。あくまでも支払いが遅れた方々が年を越すとそれ以降は繰越分として現年と繰越と分けて収納率を出しております。

(委員)

大変よくわかりました。

(議長)

他に質問はありますか。無ければ、次に進ませてもらいたいと思います。

それでは、質疑も出尽くしたようなので議題1から3を終了します。事務局には、計画に沿った滞りない事務の遂行をお願いします。

それでは次に、議題4「平成30年度流山市国民健康保険特別会計決算」について事務局より説明をお願いします。

—平成30年度流山市国民健康保険特別会計決算（案）説明—

(議長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

最初の結果として広域化されて県が財政の責任を取るということでしょうけど、結果的には黒字であったということによろしいですよ。

それで2ページ目を見ますとよく分からなかったのが、繰入金のところ当初予算で「その他一般会計繰入金」が3億1,288万8千円ございまして、予算現額では9,040万4千円と一般会計繰入金が減っているから良いことだと思いますけど、それが減ってその下繰越金が1千万円の予定が5億に増えているということは、それだけこれ来年度への繰越金ですよ。繰入金が減りました繰越金が増えました大変よくなったという理解でよろしい訳ですか。

というのが1点と、あともう1点最後の1人当たりの医療費で平成29年度から30年にかけては全て降下したつまり1人当たりは逡減した、お金をかけずに済んだという結果だと思いますけど、こうなった一番の何が効果を上げてきたのか、もしありましたら教えていただきたいと思います。

(事務局)

決算の一番大事なところだと思います。赤字黒字というところになりますけど、結果といたしまして平成30年度は黒字です。というのは赤字財政ということで一般会計の法定外の繰入というのをこれまで長くやってきました。なぜ、今回黒字で済んだのかというのは、今までの繰り越してきている繰越金が大きかったという結果であります。ここで大きく様変わりした財政の流れが広域化によって変わってくる訳ですけど、今後につきましては歳入歳出がある程度、県から指示された額で予算を編成するような形になってきますので、これまで個々の市が国なり県なりあるいは支払基金から出入りしていた交付金であったり、共同事業の資金が拠出したりあるいは入ってきたりというのがかなり大きな数字の動きがありました。それが年度を繰り越して

精算とそういったことの繰り返しでサイクルになって動いていたものがあります。ですから実際に年度の決算が終了するのは1年後2年後にならないとその決算が出て来ないという状況が続いてきている訳です。特に前期高齢者の交付金であったり、後期医療の支援金であったりそういったものの支援金というのは、全国レベルで行いますので、全国の高齢者の人数であったり規模であったりそれに対する拠出金であったり、そういったものが精算できるのは2年後というようなそういう複雑なサイクルがありました。そこでダブついていたものが繰越金として平成30年度は流山市の国保財政に残っていました。それを今回全て精算することで赤字を免れたということになります。

また、平成30年度から事業費納付金を県に納めて、療養給付費に支出するものは県から交付金として全て下りてくるといったものに変りましたが、県の方もある程度概算で交付金を市の方へ下ろしてきます。ということは、ある程度余裕のある額で交付金を下ろしてきます。実質かかった療養給費よりも多く交付をいただいているので、翌年度の交付金はその分減額されて交付されます。その分を見越して繰越金を取ってあるということがあります。そういうようなからくりがありまして、実は、30年度予算についても赤字補填をしないと事業が回りません。ですから結果的には国保財政は最終的には黒字になっていますけど、これは一般会計の法定外繰入を見込んだ中での黒字となっています。従いまして本来、法定以外の繰越金で本来いただけない数字になりますから、それを差し引くと厳密にいうと黒字になり得ない計算になっています。ですから、国の方針でも赤字分については整理しなさいと言われておりますので、前回の運協でもお話ししましたように、国保財政健全化計画そういったものを皆さんに審議いただいて答申をいただいております。それが赤字の削減計画と捉えていただければと思います。実際の流山市の国保財政は、赤字部分を含んだ決算を行っているとお答えしておきます。

(委員)

1点だけ、今のご説明でだいたい流れは分かりましたが、先程もおっしゃったように赤字を無くさなきゃいけない新しい体制なり、やり方をしなくちゃいけないということを考えたときに、こういう数字の

表ですと実態が見えないですよ。皆さんは分かるのかもしれないけど、我々はこの表を見ても実態が見えない、どこの部分で赤字が出来るのかこれでは見えないですよ。本当はそういうのは中身が見える形で何か我々に教えていただけるともう少し理解ができるのかなという感じがしました。

(事務局)

はい。なかなかその辺の見える化というのは、難しいのは確かですね。決算の中で見ようとすれば、繰入金のところの一部だという風にしか見えないと思います。

例えば、それを明確に出すということであれば、その分を特出しして公示するなり公表するなりの方法を取らざるを得ないと思いますが、そこもなかなかこれからどういう風にしていくのかというのが見えて来ないと思います。

結果として赤字かどうかということと、予算の時に組んで法定外の繰入を入れずに予算措置できるのかということの違いになってくると思いますが、我々が考えているのは予算時で法定外繰入を入れずに行う方法を取っていかざるを得ないかと思っています。そこで、国保財政の基金がありますが、その基金を取り崩してそこに充てるということをまず考えていまして、ただそれでも保険料で賄える分までにならないですね。ですから結果的には赤字補填部分を入れつつ保険料を見直ししていかなければならないとなっていくと思います。当然その保険料をいじるということになればその分については、やはり公表していくような形を取らざるを得ないかなという風に考えています。

(議長)

委員、今の説明でよろしいでしょうか。

(委員)

はい

(議長)

他にご質問等承ります。

(委員)

先程、基金を取り崩して繰入金に入れるとおっしゃったけど、どこ  
の繰入金にその金額は入ってくるのですか。

(事務局)

すみません、なかなか理解しにくいと思いますが、繰入金と基金と  
は違いまして、国保財政調整基金というのがあり積み立てています。  
その積立基金を取り崩しながら歳入に入れていくということになります。  
繰入というのは、一般会計から入れる部分が繰入になりますので、  
当然それだけでは間に合いませんので、一般会計の繰入ももらいます。  
繰入もいただきながら、繰入金を減らすために基金を取り崩して入れ  
る繰入金を減らしていくということになります。とりあえずそういう  
形を使いながら保険料も見直さないとなかなか繰入金を減らすことが  
出来ないの、ということを前回の健全化計画の中でお話しした内容  
です。ですから基金だけではなくて他の歳入を増やすことも考えます  
と申し上げたとおりです。或いは歳出を減らします。とそういったこ  
とをトータルして法令で定められていない繰入金を減らしていこうと  
いうのが健全化計画の趣旨でして、そうしなくてはならないと思っ  
ています。

(議長)

委員それでよろしかったでしょうか。

(委員)

はい、わかりました。

(議長)

その他は、いかがでしょうか。

それでは、質問も出尽くしたようなので、議題4を、終了させてい  
ただきます。これによって平成30年度決算を認定したと運営協議会  
を代表して報告します。

最後に、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

連絡事項になりますが、本日まで出席いただきました委員の皆様方の報酬については、後日、ご指定の預金口座に振り込みをさせていただきます。

(議長)

他に何かありますでしょうか。

なければ、以上をもちまして、令和元年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会します。